

入札公告

下記について一般競争入札（事前審査型）に付すので、次のとおり公告する。

令和2年 7月 16日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
理 事 長 柏 由 紀 夫

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 特別養護老人ホーム万寿の家移転整備に係る初度備品（家具什器・家電製品等）導入事業
- (2) 納品場所 神戸市北区鳴子3丁目1（旧鈴蘭台西高校跡地）
- (3) 納入期限 令和2年9月18日（金）
但し、納品は建物引き渡しを受けた後（8月31日引き渡し予定）とする
- (4) 最低制限価格 無
- (5) 入札方法 一般競争入札（事前審査型）（価格競争）（直接入札）
- (6) 入札参加資格
 - ① 兵庫県入札参加資格者名簿に記載されていること
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
 - ③ 会社更正法に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと
 - ④ 過去5年間に地方公共団体もしくは他の公共団体と取引があるか、または社会福祉関連事業、病院関連事業において契約実績があること（概ね1千万円以上の実績）

(7) 日程

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 提出資料の様式等 交付	令和2年7月16日から 令和2年7月27日まで	所定様式により交付希望があった者に対して、Eメールにより送信
(2) 入札参加受付	令和2年7月16日から 令和2年7月27日まで	持参又は郵送 (持参、郵送ともに7月27日15:00必着)
(3) 関係書類の配布	令和2年7月29日	入札通知書等郵送
(4) 質問書の受付	令和2年8月3日から 令和2年8月4日まで	ファックスのみの受付 (8月4日12:00必着)
(5) 質問に対する回答	令和2年8月5日	ファックスにより入札参加者全員へ回答 予定
(6) 入札	令和2年8月11日 10:00～	神戸市西区曙町1070 特別養護老人ホーム万寿の家会議室
(7) 入札結果の公表	落札決定後速やかに行 う	

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格審査等

本件の入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有すると認められなかった者は本件の入札に参加することができない。

ア 入札参加申込書

イ 入札参加資格該当者事前審査票

ウ 入札参加資格①から④の要件が確認できる証書等の写し

(②、③については、該当がない場合は提出不要)

4 その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 理事長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、債務の不履行により生じる損失をてん補する履行保証保険契約を締結した場合等一定の要件を満たした場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 落札者の決定方法

兵庫県社会福祉事業団会計規則第97条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、当該入札価格では契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札

(3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札

- (4) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (5) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

8 その他入札に関する事項

- (1) 入札執行回数は2回とする。
- (2) 当事業団所定の入札書に必要事項を記載、押印の上入札すること。
- (3) 落札金額にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、それが判明した時点で入札資格の停止及び落札した場合でも契約を締結しない。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

9 入札担当

〒651-2181 神戸市西区曙町1070

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

万寿の家 総務課 (担当) 米田

TEL 078(927)2727

FAX 078(925)9276

兵庫県社会福祉事業団会計規則（抄）

（契約の相手方及び最低制限価格）

第97条 契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって、申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

2 契約担当役は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、支出の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあると、著しく不適當であると認められるときは、その者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の

範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を、当該契約の相手方とすることができる。

4 事業団の所有に属する財産と、事業団以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性格又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格その他条件が、事業団にとって有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの。）をもって申込をした者を、契約の相手方とすることができる。